

企画競争実施の公示

令和7年3月25日

近畿運輸局 観光部長 藤原 幸嗣

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

関西発、日本版インタウンチェックイン構築(手ぶら観光)に向けた実証事業

(2) 事業の背景及び目的

近畿運輸局では、「手ぶら観光」の一時預かり及び配送サービスは利用者にとって満足度が高く、周遊拡大や消費拡大、混雑緩和に資するサービスであることを過年度までの実証事業で確認した。

関西では 2025 年の大阪・関西万博をはじめ、今後も多くの観光客の訪問が見込まれており、既に大阪・京都など都市部の一部地域や一部時間帯では、インパウンドを含めた観光客の集中や、公共交通機関の混雑が発生している状況であるが、受入側がキャパシティ(空港や空港までのアクセス)を拡大するのは困難である。

海外に目を向けると、韓国・香港では、空港のチェックイン機能を街中に分散しているインタウンチェックインを導入しており、搭乗にかかる諸手続で列に並ぶ必要がなく、街中～空港のスーツケース配送など旅行者及び受入側にとってメリットがある。しかしながら、日本国内では実装されている取組事例がなく、法令面、運用面、コスト面等、ネックとなる課題があると思慮される。

本事業では、国内でどこまで実現可能か運用面など調査の上、日本版インタウンチェックイン実装に向けた実証及び関係者間の連携構築を目指す。

(3) 履行期限

令和8年3月13日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。
- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有する者、又は、申請をして受付された者であること(但し、地方自治体を除く)。
- (4) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 近畿運輸局観光部国際観光課

TEL 06-6949-6796 MAIL kkt-knk-kks-g@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年3月25日(火)から令和7年4月14日(月)17時まで、場所は上記(1)に同じ。

上記(1)に連絡の上、電子データでの交付を推奨する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

令和7年4月15日(火)17時00分、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき5部提出のこと。(書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。)

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係

を生じるものではない。

(8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点

(9) 事業の詳細は説明書による。